

○熊本市博物館の登録に関する規則〔熊本博物館〕

令和5年3月27日

教委規則第8号

熊本市博物館の登録に関する規則（平成27年教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）

第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録審査）

第2条 熊本市教育委員会は、法第13条第1項の規定による登録の審査のため必要があるときは、登録申請者に対して資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

（登録事項の変更）

第3条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館登録申請書変更届を提出することにより行うものとする。

（定期報告）

第4条 法第16条の規定による報告は、定期報告書により毎年1回6月1日から同月末日までの間に行わなければならない。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。

（登録の取消し）

第5条 第2条の規定は、法第19条第1項の規定による登録の取消しについて準用する。この場合において、第2条中「登録申請者」とあるのは、「博物館の設置者」と読み替えるものとする。

（廃止）

第6条 法第20条第1項の規定による届出は、博物館廃止届を提出することにより行うものとする。

（書類の様式等）

第7条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、教育長が別に定めるところによる。法第12条第1項の登録申請書及び法第14条第1項の博物館登録原簿の様式についても、同様とする。

- 2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(補足)

第8条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市博物館の登録に関する規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。